館山市農業委員会総会会議録

１．開催日時　　令和６年３月７日（木）　15時00分～16時00分

２．開催場所　　館山市役所本館２階会議室

３．出席委員　　（9人）

会長	8番	杉田恒雄
会長職務代理者	2番	中村保宏
	1番	尾形玲子
	3番	北見冨夫
	4番	山川みき子
	5番	寺田哲雄
	6番	三上英男
	7番	小田喜承示
	9番	山崎日吉

４．議事録署名委員の指名

５．議事日程

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第４号　農用地利用集積計画の決定について
議案第５号　令和６年度農作業標準賃金及び水田機械作業による標準料金の設定について

報告事項　第１号　農用地利用配分計画の利用権の解除について
報告事項　第２号　農地法第18条第６項の規定による合意解約について
報告事項　第３号　農地移動適正化あっせんの申出について

６．農業委員会事務局職員

事務局長	石井 良市
副主幹・農地係長	山口 徳康
主任主事	杉田 岳彦
主任主事	吉川 美保

７．会議概要

議　　長

ただ今から、令和６年第３回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は９名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第 14 条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第 13 条第２項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり。）

それでは、１番 尾形委員、２番 中村委員 にお願いします。

なお、第４条及び第５条申請等に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭にお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードでお願いします。

はじめに、議事日程第１ 議案第１号 「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の１から２ページ、整理番号１から９について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の１ページ、整理番号１ 所在地は 沼 坊ヶ下 725 番１ 外１筆、登記地目、田、現況地目、畑が 445 ㎡、登記地目、現況地目、共に畑が 528 ㎡、合計 973 ㎡の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内八幡にお住いの 72 歳の方 外１名の共有、譲受人は南房総市にお住いの 39 歳の方です。

事由としては、譲渡人は相続をしたが農業をしていないため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、花の苗を栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号２ 所在地は 笠名 新具曾 1434 番、登記地目、現況地目、共に畑で 373 ㎡の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内笠名にお住いの 93 歳の方、譲受人は市内笠名にお住いの 91 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢のため維持管理が困難なため譲り渡し

ます。
　譲受人はこの農地を譲り受け、落花生やにんにく等を栽培し、農業経営の拡大を図りたいとのことです。

　整理番号3　所在地は 那古 荒尾1621番、登記地目、現況地目、共に畑で56㎡の売買による所有権移転の案件です。
　譲渡人は、鎌ヶ谷市にお住いの70歳の方、譲受人は南房総市にお住いの70歳の方です。
　事由としては、譲渡人は譲受人の要望に応じるため譲渡します。
　譲受人はこの農地を譲り受け、なす、トマト、そらまめ等を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

　整理番号4　所在地は 南条 東563番1　外3筆、登記地目、現況地目共に田が2359㎡、登記地目、田、現況地目、畑が770㎡、合計3129㎡の贈与による所有権移転の案件です。
　譲渡人は、埼玉県新座市にお住いの58歳の方、譲受人は南房総市にお住いの77歳の方、譲渡人の叔父になります。
　事由としては、譲渡人は遠方に住んでおり耕作できないため譲渡します。
　譲受人はこの農地を譲り受け水稲を栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

　整理番号5　所在地は 東長田 中尾268番1　外1筆、登記地目、現況地目、共に田が256㎡、登記地目、現況地目、共に畑が3.36㎡で合計259.36㎡の売買による所有権移転の案件です。
　譲渡人は、市内犬石にお住いの82歳の方、譲受人は市内東長田にお住いの73歳の方です。
　事由としては、譲渡人は高齢のため維持管理が困難なため譲り渡します。
　譲受人はこの農地を譲り受けみかんを栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

　資料2ページ、整理番号6　所在地は 東長田 中尾252番1　外1筆、登記地目、現況地目、共に田で合計1819㎡の売買による所有権移転の案件です。
　譲渡人は、市内犬石にお住いの82歳の方、譲受人は市内東長田にお住いの73歳の方です。
　事由としては、譲渡人は高齢のため維持管理が困難なため譲り渡します。
　譲受人はこの農地を譲り受けみかんを栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号７　所在地は 東長田 新戸 191 番 1、登記地目、現況地目、共に畑で 293 ㎡の売買による所有権移転の案件です。
譲渡人は、市内東長田にお住いの 72 歳の方、譲受人は市内東長田にお住いの 63 歳の方です。
事由としては、譲渡人は高齢のため維持管理が困難なため譲り渡します。
譲受人は自宅に近いこの農地を譲り受け菜花やねぎ等を栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号８　所在地は 腰越 清水尻 214 番、登記地目、現況地目、共に畑で 604 ㎡の売買による所有権移転の案件です。
譲渡人は、南房総市にお住いの 73 歳の方、譲受人は市内長須賀にお住いの 79 歳の方です。
事由としては、譲渡人は農業をしておらず農地を処分するため譲渡します。
譲受人はこの農地を譲り受け果樹を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号９　所在地は 広瀬 杉ノ間 1503 番、登記地目、現況地目、共に畑で 449 ㎡の売買による所有権移転の案件です。
譲渡人は、市内広瀬にお住いの 94 歳の方、譲受人は市内北条にお住いの 27 歳の方です。
事由としては、譲渡人は高齢で耕作できないため譲渡します。
譲受人はこの農地を譲り受け菜花を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

全ての案件において、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。
まず、第２項第１号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。
次に、第２項第４号関係では、申請書から従事日数は 150 日を超えており、該当しません。
また、第２項第７号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。
よって、「許可」と判断します。

説明は以上です。

議　　長　　説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので一括してお諮りいたします。
事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

（挙手全員）

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

議　　長　　つづきまして、議事日程第 2　議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の 3 ページ、整理番号 1 から 2 について審議します。
事務局より、説明をお願いします。

主任主事　　資料の 3 ページ　整理番号 1 について説明します。
所在地は 館山 新町 254 番 1、登記地目、現況地目、共に畑で 558 ㎡の案件です。
申請人は船橋市にお住いの 72 歳の方です。
転用の事由及び施設は、申請人は現在、借家に住んでいるが、相続した実家の土地に家を建て、館山で老後を過ごしたいとのことです。
農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第 3 種農地と判断されます。
農地法第 4 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 6 年 4 月 1 日に着工し、令和 6 年 7 月 31 日に完了予定となっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号 2　所在地は 笠名 下具曾 6 番 2、登記地目、現況地目、共に畑で 148 ㎡の案件です。
申請人は市内笠名にお住いの 60 歳の方です。
転用の事由及び施設は、申請人は現在住んでいる家は築 100 年以上経過し、老朽化が激しく、修理にも限界があるので、自己所有地に家を建て、住みたいとのことです。
農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第 3 種農地と判断されます。
農地法第 4 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 6 年 4 月 20 日に着工し、令和 6 年 8 月 31 日に完了予定となっていますので、該当しないと考えられます。

以上の案件について、
農地法第 4 条第 2 項第 3 号による必要な資力及び信用の有無につ

いては、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。
農地法第 4 条第 2 項第 4 号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。
よって、「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議　　長　　説明が終わりました。

整理番号 1 については、専用住宅 1 棟を建設するための申請になります。

7 番委員、ご意見等ございますか。

7 番委員　　現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議　　長　　該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員　　現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議　　長　　整理番号 2 については、専用住宅 1 棟を建設するための申請になります。

7 番委員、ご意見等ございますか。

7 番委員　　現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議　　長　　該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員　　現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議　　長　　その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。
（挙手全員）

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第 3　議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の 4 ページ、整理番号 1 から 2 について審議します。
事務局より、説明をお願いします。

主任主事　整理番号 1 所在地は　館山 浜通 984 番 1、登記地目、田、現況地目、畑で 210 ㎡の売買による所有権移転の案件です。
申請人は川崎市多摩区にお住まいの 58 歳の方です。
転用の事由及び施設は、申請人は、後 1 年で定年を迎えるにあたり現在、賃貸マンションに住んでいるが、コロナ渦の影響で都会に住むことに不安を覚え、静かな館山で老後を送りたいとのことです。
農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第 3 種農地と判断されます。
農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 6 年 5 月 1 日に工事着手し、令和 6 年 10 月 30 日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号 2 所在地は　山本 北作 1130 番 3、登記地目、田、現況地目、畑で 259 ㎡の売買による所有権移転の案件です。
申請人は市内山本にお住まいの 85 歳の方です。
転用の事由及び施設は、申請人は、都内で生活していたが、妻が病気のため、とりあえず息子の家に間借りしているが、手狭で、バリアフリーではないので、息子の家の隣接地に夫婦 2 人の家を建て住みたいとのことです。
農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。
農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 6 年 4 月 20 日に工事着手し、令和 6 年 7 月 31 日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

以上の案件について、
農地法第 5 条第 2 項第 3 号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。
農地法第 5 条第 2 項第 4 号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって、「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

説明が終わりました。

議　　長　　整理番号1については、専用住宅1棟を建設するための申請になります。
7番委員、ご意見等ございますか。

7番委員　　現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議　　長　　該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員　　現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議　　長　　整理番号2については、専用住宅1棟を建設するための申請になります。
2番委員、ご意見等ございますか。

2番委員　　現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議　　長　　該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員　　現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

担当推進委員　　現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議　　長　　その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

（挙手全員）

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第4議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。
資料の5ページから9ページ、整理番号1から35について審議します。それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号１　所在地は、湊 作ノ田 522 番 地目は田で、面積 2,984 ㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 120 kg、10a 当たり 40 kgです。貸付者は八幡にお住まいの方、借受者は長須賀の法人です。設定の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号２　所在地は、薗 新関 991 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,162 ㎡、賃貸借権の設定で、賃料は米 95 kg、10a 当たり 30 kgです。貸付者は薗にお住まいの方、借受者も薗の方です。設定の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 6 年間で、新規設定です。

整理番号３　所在地は、腰越 西 867 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 3,631 ㎡、賃貸借権の設定で、賃料は 1 等米 120 kg、10a 当たり 33 kgです。貸付者は東京都世田谷区にお住まいの方、借受者は腰越の方です。設定の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号４　所在地は、亀ヶ原 神余田 434 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 2,982 ㎡、賃貸借権の設定で、賃料は米 90 kg、10a 当たり 30 kgです。貸付者は北条正木の方と袖ケ浦市の方の共有で、借受者は正木の方です。設定の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号５　所在地は、神余 下大地 118 番 外 3 筆 地目は田で、合計面積 1,137 ㎡、賃貸借権の設定で、賃料は 10,000 円、10a 当たり 8,795 円です。貸付者は神余にお住まいの方、借受者も神余の方です。設定の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間で、新規設定です。

整理番号６　所在地は、江田 榎坪 680 番 外 4 筆 地目は田で、合計面積 14,942 ㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 450 kg、10a 当たり 30 kgです。貸付者は江田にお住まいの方、借受者は広瀬の方です。設定の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号７　所在地は、坂井 田代砂 412 番 外 1 筆 地目は畑で、合計面積 885 ㎡、賃貸借権の設定で、賃料は 50,000 円、10a 当たり 56,497 円です。貸付者は坂井にお住まいの方、借受者も坂井の方です。設定の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号8　所在地は、畑 白首239番 地目は畑で、面積357㎡、賃貸借権の設定で、賃料は3,000円、10a当たり8,403円です。貸付者は東京都杉並区にお住まいの方、借受者は畑の方です。設定の期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間で、新規設定です。

整理番号9　所在地は、正木 大芝904番 地目は田で、面積637㎡、使用貸借権の設定です。貸付者は船橋市にお住まいの方、借受者は南房総市の法人です。設定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号10　所在地は、正木 大芝905番 地目は田で、面積300㎡、使用貸借権の設定です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は南房総市の法人です。設定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号11　所在地は、正木 大芝906番 地目は田で、面積708㎡、使用貸借権の設定です。貸付者は千葉市にお住まいの方、借受者は南房総市の法人です。設定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号12　所在地は、犬石 縄原1530番 地目は畑で、面積396㎡、賃貸借権の設定で、賃料は12,000円、10a当たり30,303円です。貸付者は犬石にお住まいの方、借受者は市川市の法人です。設定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号13　所在地は、犬石 清水201番 地目は田で、面積601㎡、賃貸借権の設定で、賃料は12,000円、10a当たり19,967円です。貸付者は犬石にお住まいの方、借受者は市川市の法人です。設定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号14　所在地は、犬石 清水197番 外2筆 地目は田で、合計面積1,631㎡、賃貸借権の設定で、賃料は12,000円、10a当たり7,357円です。貸付者は犬石にお住まいの方、借受者は市川市の法人です。設定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号15　所在地は、犬石 清水182番 地目は田で、面積413㎡、賃貸借権の設定で、賃料は12,000円、10a当たり29,056円です。

貸付者は犬石にお住まいの方、借受者は市川市の法人です。設定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号16　所在地は、犬石 縄原1527番 外1筆 地目は畑で、合計面積803㎡、賃貸借権の設定で、賃料は12,000円、10a当たり14,944円です。貸付者は犬石にお住まいの方、借受者は市川市の法人です。設定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号17　所在地は、犬石 西畑355番1 地目は畑で、面積440㎡、賃貸借権の設定で、賃料は12,000円、10a当たり27,273円です。貸付者は犬石にお住まいの方、借受者は市川市の法人です。設定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号18　所在地は、正木 西郷361番 地目は田で、面積1,794㎡、賃貸借権の設定で、賃料は8,970円、10a当たり5,000円です。貸付者は長須賀にお住まいの方の共有で、借受者は南房総市の方です。設定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、再設定です。

整理番号19　所在地は、広瀬 乙女1408番1 外1筆 地目は田で、合計面積3,003㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米120㎏、10a当たり40㎏です。貸付者は竹原にお住まいの方、借受者は広瀬の方です。設定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、再設定です。

整理番号20　所在地は、国分 孝子塚431番 地目は田で、面積2,946㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米120㎏、10a当たり41㎏です。貸付者は国分にお住まいの方、借受者は広瀬の方です。設定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、再設定です。

整理番号21　所在地は、竹原 池籠3242番 地目は田で、面積2,974㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米180㎏、10a当たり61㎏です。貸付者は竹原にお住まいの方、借受者は広瀬の方です。設定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、再設定です。

整理番号22　所在地は、正木 新作929番 地目は田で、面積2,085㎡、賃貸借権の設定で、賃料は10,425円、10a当たり5,000円です。

貸付者は正木にお住まいの方、借受者は那古の方です。設定の期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間で、再設定です。

整理番号23　所在地は、正木 新作930番 地目は田で、面積900㎡、賃貸借権の設定で、賃料は4,500円、10a当たり5,000円です。貸付者は八幡にお住まいの方、借受者は那古の方です。設定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、再設定です。

ここからは中間管理事業による三者一括方式での利用権設定となります。

整理番号24　所在地は、山本 引田73番 外1筆 地目は田で、合計面積4,648㎡、賃貸借権の設定で、賃料は23,240円、10a当たり5,000円です。出し手は山本にお住まいの方、受け手は安布里の方です。設定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号25　所在地は、山本 引田78番 地目は田で、面積340㎡、賃貸借権の設定で、賃料は1,700円、10a当たり5,000円です。出し手は山本にお住まいの方、受け手は安布里の方です。設定の期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号26　所在地は、山本 引田76番 地目は田で、面積653㎡、賃貸借権の設定で、賃料は3,265円、10a当たり5,000円です。出し手は山本にお住まいの方、受け手は安布里の方です。設定の期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号27　所在地は、山本 引田79番 地目は田で、面積488㎡、賃貸借権の設定で、賃料は2,440円、10a当たり5,000円です。出し手は山本にお住まいの方、受け手は安布里の方です。設定の期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号28　所在地は、山本 引田77番 地目は田で、面積506㎡、賃貸借権の設定で、賃料は2,530円、10a当たり5,000円です。出し手は神奈川県横浜市にお住まいの方、受け手は安布里の方です。設定の期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号29　所在地は、高井 仁井24番3 外1筆 地目は田で、合計面積583㎡、賃貸借権の設定で、賃料は1,000円、10a当たり1,715円です。出し手は四街道市にお住まいの方、受け手は腰越の方です。設定の期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号30　所在地は、山荻 八反原44番 地目は田で、面積1,024㎡、賃貸借権の設定で、賃料は5,120円、10a当たり5,000円です。出し手は山荻にお住まいの方、受け手は作名の方です。設定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号31　所在地は、上野原 天神440番1 外1筆 地目は畑で、合計面積1,427㎡、賃貸借権の設定で、賃料は3,000円、10a当たり2,102円です。出し手は山本にお住まいの方、受け手は北条の方です。設定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号32　所在地は、国分 三枚田489番 地目は畑で、面積1,388㎡、賃貸借権の設定で、賃料は13,880円、10a当たり10,000円です。出し手は国分にお住まいの方、受け手は江田の法人です。設定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、再設定です。

整理番号33　所在地は、高井 宿内488番1 外1筆 地目は畑で、合計面積1,892㎡、賃貸借権の設定で、賃料は5,000円、10a当たり2,643円です。出し手は千葉市にお住まいの方、受け手は高井の方です。設定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、再設定です。

整理番号34　所在地は、高井 仁井4番1 地目は宅地・畑で、面積1,688.72㎡のうち、788.73㎡、使用貸借権の設定です。出し手は千葉市にお住まいの方、受け手は高井の方です。設定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、再設定です。

整理番号35　所在地は、国分 塚ノ下464番 地目は田で、面積2,955㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米90㎏、10a当たり30㎏です。出し手は国分にお住まいの方、受け手は大神宮の方です。設定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、再設定です。

以上、合計 35 案件、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、施行後 2 年間の経過措置を適用し、改正前の法第 18 条第 3 項の各要件については、満たしていると考えます。説明は以上です。

議　　長　説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

（挙手全員）

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、議事日程第 5　議案第 5 号「令和 6 年度農作業標準賃金及び水田機械作業による標準料金の設定について」を議題とします。

資料の 10 ページについて、事務局より説明をお願いします。

副 主 幹　本日配布しました議案第 5 号　別紙 10-1 をご覧下さい。

まず、令和 6 年度「農作業標準賃金」についてです。

今年度の農作業標準賃金は、水田作業が 8,100 円、畑作業が 8,100 円、果樹収穫作業が 7,900 円です。

新年度の農作業賃金の設定については、まず、千葉県の最低賃金を考慮する必要があります。昨年 10 月に、最低時間額が 984 円から 1,026 円に改定されましたので、1 日 8 時間の最低賃金を、8,208 円以上とする必要があります。

次に、県農業会議の令和 6 年度 安房地区の設定は、水田作業が 8,600 円で 500 円の増、畑作業も 8,600 円で 500 円の増、果樹収穫作業が 8,300 円で 400 円の増となっています。

近隣市の状況としては、南房総市の今年度の設定が、水田作業 8,100 円、畑作業 8,100 円、果樹収穫作業 7,900 円～8,500 円です。

令和 6 年度の農作業標準賃金については、館山市同様、3 月総会で決定するとのことです。なお、鴨川市は、農作業標準賃金の設定をしていません。

以上のことを勘案し、館山市の令和 6 年度「農作業標準賃金」につきましては、千葉県最低賃金を考慮した上で、県農業会議の令和 6 年度 安房地区の設定賃金に準じ、水田作業が 8,600 円、畑作業が 8,600

円、果樹収穫作業が 8,300 円として提案いたします。

次に、水田機械作業による税別の標準料金についてですが、裏面の議案第 5 号参考資料 10-2 をご覧下さい。
今年度は、水田の代掻きまでで同額の 24,000 円、畦塗も同額の 100 円に、田植えが 7,500 円で 300 円の増額、バインダーによる刈取が同額の 8,100 円、ハーベスタによる脱穀も同額の 8,100 円、コンバインによる刈取脱穀も同額の 18,000 円に、育苗も同額の 850 円としました。

なお、館山市水稲受託組合の令和 6 年度作業料金は、育苗のみ 50 円の増額の 900 円で、他は据え置かれています。

次に、県農業会議が設定した県内一律の標準料金は、今年度に比較し値上がりした作業料金もありますが、機械本体の上昇及び燃料価格の値上がりによるものです。

近隣市の状況ですが、南房総市が、3 月総会で決定する予定と伺っております。

以上のことから、県農業会議、館山市水稲受託組合の令和 6 年度作業料金を勘案し、館山市の令和 6 年度の標準料金は、10-1 のとおり、事務局（案）として、育苗のみ 50 円増の 900 円とし、他は据え置きということで提案いたします。
ご審議をお願いいたします。

議　　長　　説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、お諮りいたします。
事務局説明のとおり、決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

（挙手全員）

承認とする者全員と認め、「承認」として、決定いたします。

つづきまして、報告事項第 1 号「農用地利用配分計画の利用権解除について」を報告します。
資料の 11 ページ、整理番号 1 から 3 について、事務局より説明をお願いします。

主任主事　　まず、「農用地利用配分計画」は、「農地中間管理事業」による三者

での利用権設定において、実際の耕作者となる受け手を定めた計画のことです。
「利用権解除」は、出し手と中間管理機構の設定はそのままで、受け手のみ解約するものです。
　では、案件の説明に入ります。

　整理番号1　所在地は、高井 上畑作1784番 地目は田で、面積2,468㎡について、合意解約が成立、解約理由は、所有者が農地転用するためです。

　整理番号2　所在地は、国分 広町579番 地目は田で、面積3,151㎡について、合意解約が成立、解約理由は、水が来なくて、水田としての活用が難しいためです。

　整理番号3　所在地は、国分 五反田 536番 地目は田で、面積2,983㎡について、合意解約が成立、解約理由は、農地の1カ所に異物が混入しており、機械が破損するためです。

　説明は以上です。

　説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

　無いようですので、第1号の報告を終わります。

議　　長　　つづきまして、報告事項第2号、「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」を報告します。
　資料の12ページ、整理番号1から5について、事務局より説明をお願いします。

主任主事　　整理番号1　こちらは、先ほど報告した農用地利用配分計画の利用権解除 整理番号1と同じ案件ですので、内容の説明は割愛します。先ほどの利用権解除は、園芸協会と受け手の解約で、こちらは出し手と園芸協会の解約になります。

　整理番号2　所在地は、川名 御薗814番 地目は田で、面積1,612㎡、解約理由は、転借人との合意解約が成立して以来、公益社団法人千葉県園芸協会「農地中間管理事業規程第7の1の（2)」に規定する2年間を経過しても、当該農地の貸付けを行う見込みがないと認められるためです。

　整理番号3　所在地は、安布里 青木田210番1 外2筆 地目は田で、合計面積3,089㎡、解除理由は、転借人との合意解約が成立して

以来、公益社団法人　千葉県園芸協会「農地中間管理事業規程第７の１の（2)」に規定する２年間を経過しても、当該農地の貸付けを行う見込みがないと認められるためです。

整理番号４　所在地は、広瀬 杉の間 1503 番 地目は畑で、面積 449 ㎡、解約理由は、借受者に所有権移転するためです。議案第１号　農地法第３条による許可申請　整理番号９の案件です。

整理番号５　南条 簾 786 番 地目は田で、面積 2,359 ㎡、解約理由は、所有者が親族へ贈与するためです。こちらも議案第１号　農地法第３条による許可申請　整理番号４の一部に対応する案件です。

説明は以上です。

議　　長　　説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第２号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第３号「農地移動適正化あっせんの申出について」を報告します。
資料の 13 ページ、整理番号１について、事務局より説明をお願いします。

主任主事　　資料の 13 ページ、整理番号１　所在地は 江田 平沼 646 番　外４筆、登記地目、現況地目、共に田で合計面積は 10,888 ㎡です。
申出者は千葉市にお住まいの方です。
申出理由は、今後、遠方に住んでおり、今後、耕作する予定がないためとのことです。

説明は以上です。

議　　長　　説明のとおり、あっせんの申し出がありましたので、あっせん委員を２名指名します。
あっせん委員については、担当地区の農地利用最適化推進委員２名にお願いすることになっておりますが、整理番号１については九重地区ですので、小倉推進委員と神作推進委員にお願いします。

何か、不明な点はありますか。

無いようですので、第３号の報告を終わります。

以上で、第３回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。

皆様、ご苦労様でした。

閉　会

16時00分

農業委員会等に関する法律第27条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長　杉田恒雄

館山市農業委員会委員　尾形玲子

館山市農業委員会委員　中村保宏